

函館市国際交流事業活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における国際交流の促進に資するため、国際交流の事業活動に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 国際交流団体等が国際交流の事業活動を行う場合には、当該事業活動に要する経費のうち別表で補助の対象として定める経費について、予算の範囲内で補助する。

(国際交流団体等)

第3条 前条の国際交流団体等とは、市の区域内に事務所を有する国際友好・親善団体その他国際交流を行う団体および国際交流支援団体という。

(国際交流団体等の範囲)

第4条 前条に規定する国際交流団体等には、公共団体ならびに政治活動または宗教活動を行うことを目的とする団体および営利事業を行う団体を含まないものとし、法人格を有しない団体にあつては、次の各号に掲げる要件を具備しているものを含むものとする。

- (1) 定款または寄附行為に類する規約等があること。
- (2) 団体としての事業計画および収支予算が定められていること。
- (3) 団体としての事業を執行する機関があること。

(補助対象経費および補助金の額)

第5条 第2条に規定する補助の対象として定める経費は、別表に掲げる経費とし、当該経費に係る補助金の額は、同表に定めるとおりとする。

(補助対象経費の範囲)

第6条 次に掲げる事業活動等に要する経費は、別表に規定する補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 政治活動もしくは宗教活動または営利を目的とする事業活動
- (2) 観光等を目的とする旅行として行う事業活動
- (3) 施設の建設および管理運営に関する事業活動
- (4) その他補助することが適当でないと認められる事業活動

2 別表に規定する事業は(2), (4)および(5)を除き, 函館市内で行われるものとし, これに要する経費を補助対象経費とする。

3 別表(5)に規定する国際交流の推進に特に寄与すると市長が認める事業に要する経費は, 全市的な規模で行われ, かつ, 市民の国際感覚の醸成および国際交流の推進に著しく貢献すると認められる事業または本市の区域内に存する大学, 大学院, 短期大学, 高等専門学校もしくは高等学校に在籍する留学生と市民との交流に要する経費とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする国際交流団体等は, 補助金等交付申請書により事業に着手しようとする日の30日前までに市長に申請しなければならない。ただし, 4月中に着手する場合は, 4月1日に申請しなければならない。

(補助金の交付申請書の添付書類)

第8条 補助金の交付を受けようとする国際交流団体等は, 前条の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業等計画書
- (2) 補助事業等収支予算書
- (3) 団体の概要説明書(団体の設立年月日, 設立の目的, 事業内容, 構成員数, 役員等を記載したもの)
- (4) 派遣事業に係る申請の場合にあっては, 日程表および参加者名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は, 補助金の交付の申請があった場合は, 書類の審査等により当該申請の内容を調査し, 補助金の交付の適否を決定するものとする。

(交付または不交付の決定の通知)

第10条 市長は、補助金を交付することと決定したときは補助金等交付決定通知書により、交付しないことと決定したときは補助金等否交付通知書により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請取下書)

第11条 交付規則第11条第1項の規定による申請の取り下げは、補助金等交付申請取下書によりしなければならない。

(変更申請等)

第12条 補助金の交付の決定通知を受けた国際交流団体等は、その後の事情の変化により次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等交付決定変更申請書により速やかに市長に申請して、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容や期間、金額等の変更をしようとする場合。ただし、軽微な変更を除く。

(2) 補助事業を中止し、または廃止しようとする場合。

2 市長は、前項の申請があったときは、その適否を審査のうえ、補助金等交付決定変更通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金の交付については、交付規則第13条第1項ただし書の規定により、原則として概算払いとする。

(実績報告)

第14条 補助金の交付を受けた団体は、その事業が終了したときは、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 補助事業等実績書

(2) 補助事業等収支決算書

(3) 派遣事業である場合にあっては、日程表および参加者名簿

(4) 事業の状況を撮影した写真

(5) 資料の作成に関する事業である場合にあっては、その成果品

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知書)

第15条 交付規則第18条第2項の規定による通知は、補助金等の額の確定通知書によりするものとする。

(取消(変更)通知書)

第16条 交付規則第12条第1項の規定による取消もしくは変更または交付規則第20条第1項の規定による取消しの通知は、補助金等交付決定取消(変更)通知書によりするものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度において行おうとする国際交流の事業活動についての補助金に係る第4条の規定の適用については、同条中の「前年度の3月1日から3月31日までまたは当該事業活動を行おうとする年度の5月1日から5月31日」とあるのは、「4月1日から5月31日」とする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年12月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行し、平成12年度申請事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年度において国際交流団体等が実施する事業のうち、4月および5月中に着手する事業の交付申請は第4条の適用を除外し、4月中に着手する事業は平成17年4月28日まで、5月中に着手する事業は5月2日まで受け付けることとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条，第5条，第6条関係）

補助対象経費の区分		補助金の額
(1) 国際交流の推進を目的とする各種会議， 大会等の開催に要する経費		補助対象経費の3分の1以内で，1事業につき20万円を限度とする額
(2) 国際交流の活動を目的とする各種の派遣に要する経費	ア 青少年または青少年指導者の派遣に要する経費	補助対象経費の3分の1以内で，1事業につき20万円を限度とし，かつ，当該事業による派遣者1人につき5万円を限度とする額
	イ スポーツ大会等への選手の派遣に要する経費	
	ウ 文化・学術会議等への参加者の派遣に要する経費	
	エ その他各種の派遣に要する経費で市長が特に必要と認めるもの	
(3) 国際交流の知識の普及または啓発のための活動に要する経費	ア 日本語講座，日本文化講座等の開催に要する経費	補助対象経費の3分の1以内で，1事業につき15万円を限度とする額
	イ 外国語講座，海外文化講座等の開催に要する経費	
	ウ 国際交流の関係資料等の作成に要する経費	補助対象経費の3分の1以内で，1事業につき5万円を限度とする額
(4) 国際交流のボランティアの育成に要する経費		補助対象経費の3分の1以内で，1事業につき5万円を限度とする額
(5) その他国際交流の推進に特に寄与すると市長が認める事業に要する経費		市長が別に定める額